

東日本大震災からの復旧・復興及び 福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議

東日本大震災から4年が経過し、被災した地域が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。そうした中、平成28年度以降の復興財源について、被災自治体に一部負担を求めることは、未だ復興の途上にある中で、各地でようやく本格化し始めた復興への歩みを減速させかねないものである。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、除染の推進、賠償や避難者への生活支援、廃炉・汚染水対策など原発事故の早期収束へ向けて取り組んでいるが、多くの課題は抜本的な解決には至っていない。

本来、原子力政策は、国のエネルギー政策の一環として推進されてきたものであることから、国は、原発事故の早期収束へ向け、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組まなければならない。

よって、国は、被災地の日も早い復旧・復興が実現されるよう、また、原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 平成28年度以降の復興予算の枠組の策定にあたっては、被災自治体の復興に支障が生じることのないよう、被災自治体に負担を求めることなく、万全な財政措置を講じること。
- (2) 東日本大震災復興交付金の採択基準を緩和するなど、必要な事業に柔軟に対応できる真に自由度の高いものとする。
- (3) 震災発生から時間が経過するにつれて、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、被災市町村への職員等派遣について必要な措置を講じること。
- (4) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (5) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を

免除する規定を整備すること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 他自治体からの避難者のみが残るプレハブ仮設住宅等に入居する被災者に対しては、借上げ民間賃貸住宅への転居を認めるよう運用を見直すこと。
- (2) 震災により避難先からの遠距離通学を余儀なくされている被災児童生徒等の通学手段を確保するため、被災児童生徒就学支援等事業交付金により実施されている通学補助制度について、被災者の生活再建が完了するまで継続的に措置すること。
- (3) 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政措置を講じ、平成24年10月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
- (4) 被災者生活再建支援金について、被災地の実態に鑑み、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 東日本大震災復興特別区域法に基づく税制の特例措置の期間の延長を図ること。
- (2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、申請期間及び運用期間を延長するとともに、対象業種を拡大すること。
- (3) 緊急雇用創出事業（震災等緊急雇用対応事業）及び事業復興型雇用創出助成金の継続と予算の拡充を図るとともに、雇用期間を延長する等の事業要件の緩和を図ること。
また、被災者雇用開発助成金や震災関連人材育成支援奨励金について、要件緩和や支給額の増額、支援期間の延長等の支援内容の充実を図ること。
- (4) 地域で働く意識醸成やU J Iターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の拡充・構築を図ること。

4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 公立学校施設等の耐震化事業に対する国庫負担率嵩上げ措置の期間について、全国画一的に終了するのではなく、被災地域の実情に応じて嵩上げ期間を延長すること。
- (2) 湾口防波堤等の復旧予算を確保し、地方負担への財政支援を講じ、早期復旧、

整備促進を図るとともに、海岸堤防について早期復旧を図ること。

(3) 復興道路及び復興支援道路については、集中復興期間以降も通常の公共事業とは別枠で、完成まで継続的に財源を確保するとともに早期完成を図ること。

(4) 地域公共交通確保維持改善事業について、国庫補助要件の拡充を図るとともに、幹線路線バスに対する特例措置を延長すること。

また、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を拡充するとともに、鉄道復旧に関わるまちづくり事業について、財政支援を拡充すること。

(5) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。

5. 福島第一原子力発電所事故への対応について

(1) 福島再生加速化交付金の対象事業及び対象地域の拡大、原発事故に伴う固定資産税や都市計画税など税収の減収分に対する財政措置など原発事故に対する財政措置を充実すること。

(2) 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応すること。

なお、除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。

(3) 福島第一原子力発電所の汚染水対策については、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を可及的速やかに実施すること。

(4) 原発事故に伴う損害賠償については、放射性物質影響対策に自治体が要した費用の賠償請求に対し、迅速に支払いに応じるよう東京電力に対し強く指導すること。

(5) 商工業等に係る営業損害賠償については、被害者が今なお原発事故により受けた困難に直面していることを踏まえ、原子力損害賠償審査会が示した「中間指針第二次追補」に明示されているとおり、事業者等が従来と同様の営業活動を営むことが可能となる日まで賠償を継続するよう東京電力に対し強く指導すること。

(6) 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めると

ともに、内部被ばく・外部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用について十分な財政措置を講じること。

(7) 「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる風評については、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。

(8) 海外諸国における日本産食品の輸入規制強化や産地証明義務付けについては、被災地において放射性物質基準を超える農林水産物・食品が市場に流通することがないように万全の対策が講じられていることを踏まえ、科学的根拠のない規制措置を即時撤回するよう、国の責任において働きかけること。

以上決議する。

平成 27 年 6 月 10 日

全 国 市 長 会

地震・津波・火山噴火等防災対策及び 原子力安全・防災対策の充実強化に関する決議

国においては、災害対策法制の整備等を進めてきたところであるが、近年、大型化する台風、頻発する集中豪雨・土砂災害、竜巻等の突風、記録的な大雪等により、各地に甚大な被害が生じているほか、昨年9月の御嶽山や、先月末の口永良部島の噴火など、火山活動の活発化も懸念されているなか、同じく先月末、小笠原諸島西方沖においてマグニチュード8.1の巨大深発地震も発生するなど、地震災害についても引き続き万全の対策を講じる必要があり、これらの災害から、可能な限り被害を最小限に抑止するためには、ハード面・ソフト面の様々な防災・減災対策をより一層進めていくことが急務である。

また、東日本大震災に伴う巨大津波は、被災地域に甚大な被害をもたらすとともに、東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故を引き起こした。国は、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう原子力安全・防災対策に万全の措置を講じなければならない。

よって、国は、国民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを推進するとともに、原子力発電所の安全・防災対策の充実を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 地震・津波対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮の上、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。
- (2) 日本海側及び太平洋側における地震・津波に関する被害想定調査を早急に実施するとともに、地域防災計画の見直し、都道府県単位での広域防災拠点施設の整備、市町村単位での防災拠点施設の整備及びハザードマップの整備等、防災対策の推進について支援措置を講じること。
- (3) 津波対策等として、企業や住宅、公共施設等の移転を促進するため、土地利用の規制緩和、土地収用等の課税の特例の対象拡大など地域の実情に応じた法令整備を図ること。

- (4) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の津波避難対策特別強化地域における防災対策推進に係る事業の所要財源を確保すること。

2. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 教育・文化施設等の公共施設や都市基盤施設、民間住宅等の耐震化事業等、防災・減災に係る諸事業を推進するために、財源措置を拡充・強化すること。
- (2) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導となった広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。
- (3) 土砂災害防止法の警戒区域における砂防施設の整備を促進すること。
- (4) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。
- (5) 気象観測体制の充実強化を図るとともに、局地的な豪雨をより正確に予測できる予報システムを構築すること。
- また、特別警報の発表については、県単位ではなく、市町村単位で行うよう見直すこと。
- (6) 住民の安全・安心を確保するため、消防・救急無線や防災行政無線の施設整備及びデジタル化に係る整備費用、維持管理費用等について、財政措置を拡充すること。
- (7) 地域防災力の中核として位置付けられる消防団活動への支援として、団員処遇及び活動のための装備の改善、資機材の確保等に関わる具体的な財政上の措置を講じること。

3. 発災時の支援対策の充実強化について

被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。

4. 原子力安全・防災対策の充実強化について

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じることにより、

住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査の下、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

(2) 関係地方公共団体が策定する地域防災計画及び避難計画については、その実効性を高めるため、都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

(3) 中長期的なエネルギー政策のあり方については、地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を踏まえ、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。

以上決議する。

平成 27 年 6 月 10 日

全 国 市 長 会

地方創生の推進に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできたところである。

政府は、本年度を地方創生元年とし、人口減少の克服と地方創生の実現に国として総力を挙げて取り組むという強い決意を示しており、地方においては、地方の創意工夫を活かした施策を盛り込んだ地方版総合戦略等の策定を進めているところである。

地方創生への対応は、個々の自治体や一地方だけでは限界があり、徒に地域間の競争を招かないためには、公平な条件を整えた上で、取り組む必要がある。国と地方の役割分担を踏まえ、各行政主体が相互に連携を図り、様々な課題に一体となって取り組むことが重要である。

我々都市自治体は、人口減少や地方創生への課題に対し、全身全霊で取り組んでいく所存である。よって、国においては、早急に下記事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 地方創生の推進に関する措置

(1) 国の責務で行うべき施策の明確化について

医療・教育に係る少子化対策の抜本的な強化をはじめ国がナショナルミニマムとして取り組む施策など、国が本来行うべき施策について、国は、その果たすべき責務を法令等で明確にした上で、現在進めている地方創生の取組に加え、人口減少問題や地方創生に資する実効性のある施策を早急に実施すること。

(2) 地域経済の活性化等に資する社会基盤整備の推進について

地域における生活の向上、観光交流の促進、経済・産業活動の活性化等に向けて、地域交通網、交通基盤、情報通信基盤などの社会基盤整備等を推進し、地方と都市部における、ひと・もの・情報の格差を解消すること。

(3) 自治体連携の推進について

自治体が連携して地域全体の人口減少や地域経済の成長に取り組む定住自立圏構想及び連携中枢都市圏構想の推進を図ること。

(4) 地方へのひと・もの・企業等の移転の促進について

U J I ターンの促進を図るため、都市自治体が行う移住・定住支援や、結婚・妊娠・子育ての切れ目ない支援等若者が魅力を感じるまちづくりに対して十分な

財政措置を講じるとともに、地方移住希望者の支援に必要な移住関連情報システム（全国移住ナビ）の充実を図ること。

また、地方の雇用の場を確保するため、企業の地方移転促進に係る税制特例措置の拡充、企業の地方移転促進に有効な情報提供などの新たな仕組みの構築及び政府関係機関の地方移転の推進を図ること。

（5）地方分権改革の推進について

都市自治体が地域の特性を活かした自立的・自主的な取り組みを行うとともに、独自の制度改革をすすめることができるよう必要な法整備を行うこと。

また、より一層の規制緩和を行うとともに、地方分権改革の提案募集制度を活用し、地方の提案に基づく改革を積極的に推進すること。

2. 地方創生の実現に向けた財政措置

（1）地方財政措置について

地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成 27 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図るとともに、一般財源総額を確保すること。

（2）新型交付金について

地方版総合戦略に盛り込まれた施策を具現化し、地方創生を成果あるものとするため、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能な、対象分野、対象経費の制約を排除した自由度が高く継続的な新たな交付金を平成 28 年度当初予算において確実に創設すること。

以上決議する。

平成 27 年 6 月 10 日

全 国 市 長 会

地方の創意を活かした分権型社会を実現する決議

都市自治体においては、深刻化する少子高齢化や地域経済の低迷などの厳しい社会環境に直面している中、人口減少の克服・地方創生の実現を図ることが、喫緊の課題となっており、社会保障施策をはじめ多種多様な住民ニーズへの対応が求められているところである。

しかしながら、社会保障関係費の増加や防災・減災事業、地域の活性化等の課題に対応するために必要な財源が年々増加しており、徹底した行財政改革に努力しているにもかかわらず、毎年、巨額の財源不足が生じている。

住民の生活に直結した行政サービスを迅速かつ的確に提供するためには、都市自治体等の発意に応じた自主・自立的な取組が行えるよう、地方の創意を活かした分権型社会を実現するとともに、社会保障・税番号制度の導入などの社会基盤の整備等に対する安定的な税財源の確保が不可欠である。

我々、都市自治体においても、これまでの改革により国等から移譲された事務・権限等を最大限活かすとともに、地域の総合行政主体として、効率的・効果的な行政経営に取り組んでいく覚悟である。

よって、政府においては、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 国と地方の協議の場の適切かつ実効ある運営

地方行財政や自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、事前に国と地方の協議の場において十分協議を行うこと。

具体的な事項の協議に当たっては、国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、地方からの意見を制度設計等に的確に反映することができるよう、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、分科会等の積極的な活用を図ること。

2. 「提案募集方式」等の取組の推進

制度導入から2年目を迎えた「提案募集方式」については、都市自治体等からの提案を尊重し、地方分権改革を着実に実現すること。

加えて、特色ある地域づくりを進めるためには、個々の都市自治体の発意に根ざした「手挙げ方式」が重要であるため、積極的に採用すること。

3. 役割分担に見合った財源措置と人材確保

制度改革や事務事業等の見直しにより、都市自治体が新たな役割を担う際には、新たな事務・権限等を安定的に執行できるよう、必要な財源措置を講じるとともに、専門的な人材の確保・育成を図る仕組みを構築するなど、国による積極的な支援措置を講じること。

4. 地方税財源の充実強化

地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. 社会保障・税番号制度の円滑な導入・実施

(1) 制度導入について、混乱が生じることのないよう、国の責任において国民への周知を徹底するとともに、個人番号カードの普及促進に向けた必要な措置を講じること。

(2) 番号制度導入及び運用に係る経費については、番号カードの交付等も含め、原則として全額を国において適切に措置すること。

特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じること。

(3) 番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であることから、国民に正確な情報を提供しながら、利用範囲の拡大について検討を行うこと。

以上決議する。

平成 27 年 6 月 10 日

全 国 市 長 会

都市税財源の充実強化に関する決議

今日の地方財政は、社会保障関係費の自然増や公共施設の老朽化対策を含めた社会資本整備、教育、防災・減災等の諸課題に対応するために必要な財政需要が年々増加することなどにより、経費全般について徹底した節減合理化に努めてもなお巨額の財源不足が生じているという極めて厳しい状況にある。

都市自治体は、住民の最も身近なところで住民生活に直結した広範な行政サービスを提供しており、それらの大半は法令や国の制度等に基づくものである。また、マイナンバー制度や空き家対策をはじめとして新たな事務が加わるなど、都市自治体の財政需要は増加する一途である。今後とも、それらの行政サービスを持続的に実施していくためには、安定的な税財源の確保が不可欠である。

よって、国においては、都市行政が国民生活のために果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化に向け、下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げるに当たっては、恒久減税による減収には恒久財源で補てんするなどにより、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

(3) 持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保するため平成 29 年 4 月に消費税率（国・地方）を 10%に改定することとなっているが、税率 10%時に導入するとされている軽減税率制度については、対象品目選定の公平性、困難性等様々な課題があることから慎重に検討すべきであり、都市自治体の社会保障財

源に影響を与えることのないよう適切に対処すること。

- (4) 償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。
- (5) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている重要な財源であることから、消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。
また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。
- (7) 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による上乗せ分については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割等を踏まえ、その一部を地方へ譲与すること。

2. 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ

- (1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。
- (2) 医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
- (3) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

3. 財政健全化に向けた歳出改革

- (1) 現在、政府等において進められている歳出の見直しにおいては、支出規模の大きさから社会保障や地方財政について重点的に取り組むとしている。地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に勘案し、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。
- (2) 現在の市町村の教育現場は、特別な配慮を必要とする児童生徒が増加する等、課題が複雑かつ困難化している状況にあることから、国においては、市町村がこれらの課題に対処できるよう教職員等の人材と財源の充実確保を行うこと。今後の少子化の見通しを踏まえた機械的試算により、小中学校の教職員定数の合理化を図り、教育費を削減することは決して行うべきではないこと。

以上決議する。

平成 27 年 6 月 10 日

全 国 市 長 会

個人情報保護に関する緊急決議

今般発生した日本年金機構の個人情報流出事案は、国民に多大の不安を与えている。

政府においては、今回の流出事案の実態把握や問題検証により、徹底的に原因究明を行い、緊急に再発防止策を講じること。

一方、社会保障・税番号制度については、個人情報保護に関して万全の措置を講じていることを国民に対して丁寧に説明するとともに、本年10月からの個人番号付番・通知、来年1月からの個人カード交付を予定どおり確実に実施すること。

以上、緊急決議する。

平成27年6月10日

全 国 市 長 会

少子化対策・子育て支援に関する特別提言

— 医療・教育はナショナルミニマムとして国が取り組むべき —

全国市長会

わが国が現在直面している急速な人口減少の流れは、これまでどの国においても経験したことがなく、国民生活とそれを支える行政の役割は、大きな転換期を迎えている。そこで、これまでの社会的・経済的な枠組みを根底から見直し、人口減少・少子化を見据えた新たな全体の枠組みを構築することが必要となっている。

そのため、まず、国は、将来に向けた基本的なわが国の向かうべき方向性（グランドビジョン）を示し、国民の生活や社会の安定を守るための基礎的なサービスの提供を担保する制度の構築を責任をもって行うべきである。特に、出産や子育てに関する医療・教育面での経済的負担の軽減については、ナショナルミニマムとして、国の責任において環境を整備することが重要であると考えられる。

一方、全国 813 の都市自治体は、人口規模・出生率・地理的、社会的条件など千差万別であるが、それぞれの地域において住民と日々、直接接していることから、人口減少・少子化の実態を切実な思いをもって感じており、危機感を持って取り組まなければならない喫緊の課題と認識している。

都市自治体は、これまでも少子化対策・子育て支援は人口減少対策の中心テーマであるとの認識のもと、各種サービスの向上に取り組んできた。今後、本格的に少子化に立ち向かうためには、都市自治体がコーディネートしながら、あらゆる世代やさまざまな主体が一体となり、地域の実情や特性をふまえ、さらなる施策の充実に努めなければならないと考えている。

もとより、少子化対策・子育て支援を進めるうえで、国と地方は車の両輪である。それぞれの担うべき役割と責任を分担し、バランスよく回転していくことによって、子どもを産み、育てやすい温もりのある地域社会が形成され、わが国の活力ある未来が切り開かれていくものと確信する。

I 少子化対策・子育て支援のための国の役割と責任

国は、人口減少に立ち向かうために、少子化・子育てにかかる次のことについて積極的に責任を持って取り組む必要がある。

1 少子化対策のための国の統合的な骨太の指針を示すこと。

人口減少や少子化は、わが国の行く末を左右する重要な課題であり、国民生活にも大きくかわる問題である。そのため国として長期的視点に立って少子化対策に係る統合的なグランドビジョンを早急に作成すべきである。

2 医療・教育はナショナルミニマムとして国が責任を持つこと。

(1) 安心して子育てできることを立法措置により示すこと。

国は、すべての国民が全国どこに住んでいても不安なく、安心して結婚し、子どもを生ま育てることができるよう、医療・教育の経済的負担の軽減などについて、国の基本姿勢を明確化するための立法措置を講じることが必要である。

(2) 子育てにかかる医療費は、国が全国一律で負担すること。

子育ての不安を払拭するためには、妊娠・出産・幼児医療など子どもの生命に係る保障が、全国どこにいても、また、世帯の経済状況に影響されることなく、担保されることが必要である。

そのため、すべての都市自治体が、財政状況などを勘案しながら可能な範囲で単独施策として実施している子ども医療費の無償化については、国の責任で実施すべきである。

また、産科・小児科医の確保等の地域医療の充実、保育料負担の軽減について、国はより積極的に責任を果たすべきである。

(3) 家庭状況に左右されることなく、すべての子どもが必要な教育を受けられる環境を整備すること。

教育に係る経済的負担を軽減するためにも、公教育の質的向上を図るとともに、家庭の経済的状況に左右されることなく、すべての子どもが必要とする教育を受ける機会を持てるような教育制度を整備すべきである。

3 子どもたちが将来に健全な夢をもつためのライフ・デザイン教育を推進すること。

結婚や出産などについての個人の意思は尊重する必要があることはいうまでもない。それゆえに、人格形成に大きな影響を与える学校（義務）教育の段階において、しっかりと自分の将来の夢や結婚・家庭・子育てについて考える場と機会を設けることが重要である。

4 子どもの貧困対策を総合的に推進すること～貧困の連鎖により子どもの将来が閉ざされることのない社会の実現を～。

日本の子どもの相対的貧困率（2009年：15.7%）は上昇傾向にあり、OECD（経済協力

開発機構)加盟先進国34か国中、10番目に高く、OECD平均を上回っている。特に、大人1人で子どもを養育している家庭が経済的に困窮している傾向にあり、一人親家庭への支援策の充実が求められる。

貧困対策は社会基盤の強化に直結するものであり、教育をはじめ、生活・就労支援を総合的に推進することが必要である。

5 一人ひとりのライフサイクル環境の整備を促進すること。

結婚や子育てには、経済的安定、就労環境が大きく影響している。

国は、働く意欲のある人が安定した収入が得られるよう、最低賃金の見直しや、非正規から正規などの雇用形態の改善に努める必要がある。その上で、どのような雇用形態であっても、仕事をしながら子育てをする水平的な仕事と生活の調和(水平的なワーク・ライフ・バランス)を図るとともに、子育てが一段落した後に仕事に再び就くことができる垂直的な仕事と生活の調和(垂直的なワーク・ライフ・バランス)が図れるよう労働法制が十分に機能するようその普及・啓発につとめるべきである。

6 地域社会で多世代が共生できるよう支援すること。

地域社会は、多世代共生が必然的な姿であり、互いに助けあいながら成り立つものである。

もちろん、人口減少対策や子育てに関しても、こうした地域社会の持つ機能の重要性は誰もが認めるものである。従って、国は、年少者・子育て世代・高齢者に対する縦割り区分の対策ではなく、それぞれの社会福祉施策を連携させ、相乗効果のあがるような制度や予算の枠組みに再構築することが必要である。

7 各地域が共存できるよう、人・もの・資金等の東京一極集中を是正すること。

少子化対策は、公平な基本的条件を整えた上で、国と地方、地域と地域が役割分担と連携をしながら取り組まねばならない。そのためには、地方の生活環境や社会基盤を整備することにより、人・もの・資金が動きやすくする条件を整え、東京と各地域とが共存ができる形での東京一極集中の是正が必要である。

8 都市自治体が現場で実効ある対応ができるよう分権を推進すること。

少子化対策・子育て支援のために、今、何が必要であり、いつ、誰に、何をしなければならないかを最も知るのは現場であり、それを限られた財源の中で実践しているのは都市自治体である。

しかし、例えば、保育所における自園調理原則や面積基準等の国による義務付けなどによって、保育サービスの提供に支障が出ているケースがある。

国は、都市自治体が現場の実情に即した実効ある対策が講じられるよう、その隘路となる規制を見直し、権限を前向きに移譲するよう努めるべきである。

9 必要な財源を確保し、役割に応じた国・地方間の財源配分をすること。

少子化対策・子育て支援を実効あるものとするためには、国・地方を通じた財源の確保や配分

について議論する必要がある。

例えば、少子化対策・子育て支援のための支出額の対GDP比率を、合計特殊出生率の向上に成功した西欧諸国並みに高めるためには、現在の国・地方を通じた財政状況にかんがみ、他の政策分野との財源配分の調整をすることが必要であるが、現在、都市自治体を実施している子育て世代の経済的負担の軽減など、ナショナルミニマムに相当する部分については、国の責任で担うべきである。また、地方が地域の実情に合わせて実施する事業に要する経費については、地方消費税など自由度の高い財源を充実するとともに、基準財政需要額に的確に計上されるべきである。

II 少子化対策・子育て支援のための都市自治体の役割と責任

われわれ都市自治体は、少子化・子育てについてそれぞれの地域の実情に応じて積極的に次のことに取り組む。

1 支援サービスを「見える化」すること。

都市自治体が行う少子化対策・子育て支援のための行政サービスについては、それを必要とする人に対して「見える化」することが肝要である。都市自治体から住民に対して親切かつ適切なメッセージを提供することによって、その地で結婚・出産・子育てをする住民に安心感を与えることができる。

2 行政の守備範囲を見極め、多様な主体と連携して効果的な支援をすること。

少子化対策や子育て支援は都市自治体の重要な役割であるが、そのすべての面を都市自治体がカバーすることは不可能である。

自治体内には、社会的課題の解決に積極的な取り組みを行っているさまざまな主体があり、そのような取り組みを積極的に支援し、行政と緊密な連携を築くことで、子育て世代にとってより良い地域の環境を整えることができる。

3 必要とする人に必要なサービスを確実に提供するため、子育てサービスのワンストップ化と支援を必要とする人に手を差し伸べるアウトリーチを実施すること。

(1) 行政を横断的に統合して、支援サービスをワンストップで提供する。

子育て世代に対して、住民のそれぞれのライフステージに応じて結婚、妊娠・出産・育児にかかる切れ目のない支援サービスがワンストップで的確に提供されることが重要である。

例えば、妊娠・出産・育児のライフステージを通して特定の担当者が見守り、寄り添い、相談する等の対応をすることにより、信頼関係が築かれ、子育ての安心感を醸成することができる。

また、少子化対策・子育て支援を効果的かつ効率的に実施するためには、首長等をトップとした各部門を横断する体制をつくるなど行政内の統合化も重要である。

(2) 真に支援を必要とする人に手を差し伸べる（アウトリーチ）。

サービスを必要とする住民の申し出を待つのではなく、「見える化」をさらに一歩進めて、行政から積極的に住民に対してサービスの案内や提供を申し出ることも必要である。

そのためには、マンパワーの充実に加え、プライバシーを尊重しつつ適切なマイナンバーの利用や、インターネットなどの活用が有効である。

4 周辺自治体やゆかりのある自治体との連携を生かすこと。

単独の都市自治体があらゆることを行うことには限界があるので、当該自治体の個性を生かしながら近隣の自治体やゆかりのある全国の自治体などとの連携を通して施策を展開することも重要である。

5 地縁型・ネット型地域社会の醸成を促進すること。

合計特殊出生率の高い都市自治体をみると、地域社会の果たしている役割が大きいことが分かる。子育て世代が、地域で安心して暮らし、子育てをする上で地域社会の果たす役割は重要である。

そのため、地縁型の地域社会やネット型コミュニティの構築を支援するとともに、拠点への専門職員の配置なども必要である。

6 サービス水準の競争よりも地域の誇りの競い合いをすること。

都市自治体ごとにそのサービスの内容に違いがあるのは当然であるが、地域間で経済的負担の軽減などの子育て支援サービスを競争して子どもたちを取り合うようなことは望ましくない。

地域に住む人々が、自分の住むまちに対して愛着や誇りをもつことが第一である。他都市との相対的な比較や競争を煽ったりするのではなく、愛着や誇りといった地域の魅力の競い合いによって子育て世代の住みやすいまちを目指すべきである。

7 人口減少社会に合わせた都市環境整備を行うこと。

限られた財源の配分を、新設モードから再編・維持モードへ転換することも必要である。

周辺自治体と機能連携をすることで限られた資源を有効に活用し、住民に適切なサービスを提供する体制を整えることができる。また、都市自治体内の中心部にさまざまな都市機能を集中的に配置し、併せて都市内の集落とのネットワーク化を図ることなどにより、効率的な行政サービスの提供や施設の維持にかかる経費の削減を図ることが可能となる。

8 支援サービスの実施において、地域のマンパワーを活用すること。

都市自治体の行政サービスは人的サービスを中心としており、それを担っているのは都市自治体のマンパワー（職員力）であり、研修の充実等により職員の資質の向上を図ることが重要である。しかし、都市自治体の職員数には限りがあることから、地域住民や NPO などと連携して地域のマンパワーを最大限に活用することも必要である。